

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号： 20a00522

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ (PDF)」にて〆切日までに提出してください。  
見積額については、別途指定した〆切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月23日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年9月23日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- |   |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月 ～ 2021年8月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

#### 4. 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第一課 小嶋良輔 [Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp](mailto:Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp)】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作  
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表  
者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認め  
ません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年10月14日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者  
アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、  
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と  
してお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月23日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

### ①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

### ②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

**※電子入札システムへの見積額入力期間は2020年11月12日（木）9時00分～2020年11月16日（月）17時00分とします。**

イ 上記アによる応募者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、応募者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった応募者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。

- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。  
(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって</u> 、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100 + 80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ（PDF）にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年11月17日（火） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※電子データ（PDF）で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年11月24日（火）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

#### 1) 競争参加者の名称

#### 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

#### 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

#### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 調査の背景

インドネシアは世界最大の島嶼国で、海岸線全長は世界第2位の約55,000kmで日本の約2倍の長さを有しており、近年の目覚ましい経済開発によって沿岸域の利用が加速している。その一方で、急速かつ無計画な沿岸域の開発などによる沿岸漂砂や土砂供給バランスの変化（山間部や河川といった土砂供給側の開発を含む）、気候変動に伴う海水面の上昇や高波の高頻度・強大化、地盤沈下等による海岸侵食が深刻な問題となっており、首都ジャカルタの位置するジャワ島北部沿岸では、汀線後退によって沿岸に建設された鉄道や道路など、基盤インフラやリゾートエリアの被害が生じている。また、プレート境界域に位置していることから地震・津波が多発しており、2004年のスマトラ沖地震津波や2018年の中部スラウェシ地震津波をはじめ、津波による被害も各地で発生している。

インドネシア政府は、海洋国家構想を発表し、海洋関連インフラの整備、海上貿易、内国海運振興による均衡ある発展を優先政策として掲げている。国家開発企画庁（BAPPENAS）が策定した国家中期開発計画（RPJMN 2020-2024）」において、ジャワ島北部の5つの都市の海岸保全が重点課題の一つに挙げられており、構造物対策として海岸防護構造物の建設や地盤沈下のモニタリング体制の整備、非構造物対策として統合沿岸開発計画の策定等の実施が掲げられている。日本は、バリ島において有償資金協力事業「バリ海岸保全事業（フェーズ1は2008年完了。現在フェーズ2を実施中）」を実施しており、養浜、護岸、突堤などによる海岸保全対策の実施と能力強化に大きく貢献している。

しかしながら、上述のとおりインドネシアは世界でも有数の長さの海岸線を有しており、そのなかには現在課題を有している海岸だけでなく、将来的に課題が顕在化する海岸が多く存在していることから、同国全土において実効的な海岸保全対策を進めていくためには、インドネシア政府自らが海岸保全を優先的に取り組む政策として位置づけ、具体的な対策を実施していく必要がある。一方で、①長期的かつ体系だった海岸保全に関する法制度や方針、戦略が未策定、②海岸特性に応じた海岸保全事業の計画・実施に係る体制や人材育成の不備、③海岸保全に関わる多様かつ複雑なステークホルダー内での連携や防護、環境、利用を含む包括的な海岸保全に対する意識醸成が不十分、④海岸侵食や沿岸災害のリスク及び開発による人為的な海岸改変の影響を考慮しない沿岸開発、といった課題を抱えている。また、海岸特性を考慮しない画一的かつ場当たりな防護対策によって、汀線後退を助長している事例も見られる。よって、今後同国の海岸保全を推進するためにはガバナンス、技術向上、人材育成、組織間連携といった様々なアプローチで解決策の検討を図っていく必要がある。

### 2. 調査の目的と範囲

本調査は、インドネシアの海岸保全分野における現状と対策の実施促進に向けた課題を明らかにし、その課題解決に向けたアプローチ、インドネシア政府が重点課題に挙げているジャワ島北部の海岸保全計画、並びに我が国の同分野における支援

の方向性を検討するために必要な基礎情報の収集及び分析を行うことを目的とする。

コンサルタントは、上記「2. 調査の目的と範囲」を達成するために、「3. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「4. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「5. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 3. 調査実施の留意事項

#### (1) 調査対象地域

- ① 国内準備期間における対象地域：  
インドネシア全土
- ② 現地調査の対象地域：  
ジャワ島北部の5地域（North Jakarta、Semarang、Pekalongan、Demak、Cirebon）

#### (2) 海岸保全政策と対策実施に関係する機関及び人材層

インドネシアの海岸保全政策や、対策の実施に関係する機関は、国家開発企画庁（BAPPENAS）、公共事業・国民住宅省（PUPR）、海洋水産省、エネルギー・鉱物資源省、環境・林業省、地方政府などの政府機関をはじめ、大学などの研究機関、市民社会団体、住民といったステークホルダーまで多岐にわたる。本調査では、インドネシアにおいて海岸保全政策・計画を立案・実施する上で関与又は考慮すべき関係機関やステークホルダーを確認し、それらの責務や役割、必要な人材、能力、人材供給・育成体制について調査すること。

#### (3) 技術的側面に留まらない俯瞰的かつ現場に根差した課題分析

インドネシアでは海岸保全に関して体系だった法制度や戦略が存在しない。そのため、同国において海岸保全を推進するためのアプローチを検討するためには、海岸工学の技術的側面のみならず、各関係機関の組織体制や所掌、そのベースとなる法体系など幅広い視点から情報収集を行い、同国における海岸保全に係る課題を俯瞰的に分析することが必要である。一方で、海岸で起きる現象は極めて複雑で、現場を見ずデータや二次的情報だけを扱っても、実態や問題の本質を十分に理解することはできない。そのため、現地踏査において様々な事象を注視し、限られた情報から現地の海岸で起きている現象や状況を正確かつ克明に把握し、その結果を詳細に分析することが不可欠である。

コンサルタントはこの認識に基づき、技術的側面に留まらず、行政や人材、実際の現場で起きている現象など多角的な視点から情報収集を行い、課題の分析を行うこと。

#### (4) インドネシア側が想定する統合沿岸開発計画の把握

インドネシアの「国家中期開発計画（RPJMN 2020-2024）」において、ジャワ島北部の5つの都市の海岸保全が重点課題の一つに挙げられており、非構造物対策として「統合沿岸開発計画」の策定が計画されている。これまで、インドネシアにおいて特定地域の海岸開発や保全に関する計画を策定した事実は確認されておらず、本計画が日本のように、防護、利用、環境といった要素を含んだ海岸保全の概念を包括するものかどうか不明である。よっ

て、本調査を通じ、インドネシア側が想定する統合沿岸開発計画のコンセプトや方向性、内容、範囲について情報収集する。また、先方からの情報収集のなかで日本の海岸保全政策及び計画の事例を紹介し、インドネシアと日本の海岸保全に対する認識がどの程度一致しているかについて把握する。

(5) JICA が別途調査団として派遣する有識者との協力

本調査では、コンサルタントに加え、海岸工学や国際的な海岸保全分野の動向に精通する有識者へ技術的助言及び調査団としての現地派遣を依頼する予定である。コンサルタントは、本有識者からの助言を十分に活用するとともに、調査団として調査目的の達成に向けて密接に連携すること。また、ファイナル・レポートの作成に際しては、事前に同有識者にコメントを求め、適宜反映すること。

(6) コロナウイルスの世界的流行を踏まえた調査の実施<sup>1</sup>

現在、コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、日本から海外への渡航に大きな制約が生じており、インドネシアにおいては短期滞在者のビザが発給されない等の措置が取られている。本調査においては、発注者による側面支援のもと、海外への業務渡航が可能となるまでの間、国内でのインターネットの活用、既存の調査結果の活用、現地とのオンライン面談等の遠隔作業、受注者が有する相手国政府関係者やローカル人材等とのネットワークの活用による情報収集を行うことを想定している。

コンサルタントは、これら作業の具体的手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお必要に応じて、ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める。なお、安全対策措置が緩和されたのち、本調査期間中に、4. (2) (4) に示す現地調査を実施する。

(7) 海岸保全を推進するための時間軸に沿った包括的なアプローチの分析

インドネシアの海岸保全分野における課題の解決に向けて、中長期的なあるべき姿と、その実現のために今後取るべき具体的なアプローチやアクションを整理する必要がある。本調査では、短・中・長期（それぞれ3、5、10年程度のスパンを想定）の時間軸で実施すべき具体的かつ実現可能なアクション項目を含めたロードマップを検討する上で必要な基礎情報となるよう、収集した情報を取りまとめること。つまり、今後 JICA がインドネシア政府に対する海岸保全分野の政策提言や JICA の協力方針を検討するための基礎情報として活用可能な形で整理を行うこと。

(8) ジャワ島北部の統合沿岸開発計画策定の基礎資料

上述(4) のとおり、インドネシア政府は国家中期開発計画において、ジャワ島北部の統合沿岸開発計画の策定を計画している。本調査では、同地域を対象とした現地踏査を実施することとしており、調査結果は同計画策定の基礎資料としての活用が見込まれる。海岸保全に資する計画の策定にあたっては、各地の海岸の形態や侵食の状態、発生メカニズム、進行段階などに関する実態データや解析結果、これまで実施されてきた海岸保全対策工が有効に

---

<sup>1</sup> 2021年4月以降現地業務が可能となる場合のプロポーザル及び見積書を本説明書の記載に基づき作成をお願いいたします。

機能している事例とそうでない事例などを踏まえ、漂砂系毎に適切な方針と対策を検討する必要があることから、本調査ではこれらの基礎情報を収集し、同計画策定に有効に活用できるよう結果を取りまとめる。

(9) 気候変動が海岸保全分野に与える影響

海岸保全の検討において、海面上昇をはじめとした気候変動の影響の考慮は不可欠である。本調査では、インドネシアにおける気候変動の中長期的な影響に関する IPCC 報告書や日本国内の気候変動を踏まえた海岸保全に関する取り組み等の既存文献や情報を収集、整理し、インドネシアにおける気候変動が海岸保全に与えるリスクや対策の可能性について取りまとめる。

4. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「3. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、効率的に業務を実施する。必要な調査方法、手順等を、国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内調査業務

① 関連資料・情報の収集・分析

インドネシアにおける海岸保全、沿岸災害、気候変動にかかる関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップし、現地調査における調査項目として、調査方法や質問票を整理する。

② インセプション・レポートの作成

上記①による分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート（案）を作成する。また、現地調査前には質問票及び先方への説明資料を作成し、JICA に提出、確認を経た後に最終化する。

- (ア) 調査の背景
- (イ) 調査の目的
- (ウ) 調査の実施方針
- (エ) 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
- (オ) 作業計画（作業工程フローチャート、日程）
- (カ) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- (キ) 調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制等）
- (ク) JICA への便宜供与依頼事項

③ 衛星画像を用いた海岸状況の解析（再委託可）

- (ア) インドネシア全土において、Google Earth などの無償で提供されている衛星画像を用いて、海岸の状況を調査・整理する。具体的には衛星画像で判別できる範囲で、自然海岸、半自然海岸、人工海岸、河口部等の分類を地図上に線引きし、一定エリアごと（主要河川の流域又は州単位を想定）の割合を算出し、インドネシア全土における海岸の開発状況を明らかにする。

(イ) ジャワ島北部（バンテン州からスラバヤまでの約 900km）において、より詳細な調査のため、衛星画像（有償）からの海岸線状況の変遷（開発状況、汀線変化、自然海岸の減少率、等）について分析を行うとともに、本結果を踏まえて現地調査対象である 5 地域における調査対象範囲を設定する。設定にあたっては、それぞれの地域において海岸の侵食機構（沿岸漂砂の連続性の阻止、波の遮蔽域の形成、供給土砂量の減少、土砂礫採取、地盤沈下等）を踏まえつつ、①海岸侵食や海岸変形が顕著に発生している地点、②海岸保全対策が有効に機能している地点、③海岸保全対策が十分に機能していない地点、④その他今後の計画策定において有用な事例となる地点、を選定し、その案について現地渡航前までに JICA の確認を得ること。海岸侵食の衛星画像の購入や分析に係る費用については、見積りに含めること。

④ 日本の海岸保全の取り組みに関する視聴覚資料の作成

日本が実施してきた海岸保全に関する法制度整備や施策について取りまとめ、本調査における現地協議や、その他の海岸保全分野の研修やセミナー等での活用を念頭に置いた視聴覚資料（20-30 分程度の動画及び紹介用のプレゼン資料）を作成する。

本資料の内容は、現状と課題（構造物そのもの課題、計画上の課題（面的））、インドネシアや日本の事例を参考にした対応策の 2 つとし、日本の事例を単純に紹介するのではなく、インドネシア等の開発途上国の実態を踏まえ、開発途上国の課題解決を促進する内容となるよう留意する。

作成にあたっては、現地再委託もしくは国内再委託を可能とするが、事前に構成や内容について、発注者と十分に打ち合わせる事。

(2) 第一次現地調査

① インセプション・レポートの関係者への説明

JICA インドネシア事務所及び先方関係機関に対して、インセプション・レポートの説明を行う。併せて、事前に整理した質問事項について先方機関へ情報収集を行うこと。なお、本説明については遠隔での実施も可とする。

② 関係省庁・機関への情報収集

既存情報で得られない以下の項目について、作成した質問票や先方機関へのヒアリング等を通じて、情報収集を行う。

(ア) 海岸保全に関係する法制度、計画

(イ) 海岸保全政策・事業実施に関連する組織（体制・能力）

(ウ) 海岸工学、海岸保全に関する高等教育の状況

(エ) 河川や環境社会配慮、土地利用規制等の関連計画

(オ) インドネシア政府及び他ドナーが実施中又は実施予定の海岸保全分野の事業及び協力の概況

③ ジャワ島北部の調査対象地域の現地調査・解析

上述(1) ③ (イ) で設定した調査対象エリアにおいて現地踏査を実施し、以下の項目について現地調査を行う。現地踏査における具体的な調

査項目及び方法について、プロポーザルにて提案すること。本調査業務の一部については、現地再委託可とする。

- (ア) 海岸特性の把握（波、漂砂、地形、ドローンを使った測量等）
- (イ) 沿岸災害（海岸侵食、高潮、高波、津波等）リスク及び被害状況
- (ウ) 各地で発生している海岸侵食機構の状況（沿岸漂砂の連続性の阻止、波の遮蔽域の形成、深海への土砂損失、供給土砂量の減少、浚渫・砂利採取、地盤沈下等）
- (エ) 土地利用・開発の状況、重要インフラ・構造物の現況
- (オ) 整備済みの海岸保全施設や対策の評価（好例と悪例の抽出）
- (カ) 沿岸域の今後の開発計画
- (キ) 海域の漁業関係者や海岸利用者へのヒアリング
- (ク) その他の関連する要素（地盤沈下、土砂供給量の推定、水質・底質、沿岸生態系、等）

④ インテリム・レポートの作成・説明・最終化

これまでの調査結果及びドラフト・ファイナル・レポート完成までの作業方針をインテリムレポート（案）として取りまとめる。インテリムレポート（案）については発注者と協議後、必要な修正を行った上で、インドネシア国側関係機関と現地滞在期間中又は遠隔にて協議を行い、合意を得て最終化する。

(3) 国内整理作業

① 調査結果に基づいた実態解析及び課題分析

国内及び現地調査結果をもとに、調査対象地域の海岸の実態解析及びインドネシアの海岸保全分野における課題分析を行う。実施にあたっては、上述3.(3)に記載のとおり、技術的側面に留まらず、法制度や組織体制、実地で起きている現象の実態と原因やメカニズム、現状の被害規模及び将来的な被害想定などを俯瞰的かつ包括的に分析し、インドネシア側が取り組む必要があると考えられる現状及び将来的な課題を明確にすること。

② 海岸保全政策及び対策推進のためのロードマップの策定に必要な情報の分析

現地調査結果をもとに分析されたインドネシアの海岸保全分野の課題を踏まえ、その解決に向けてインドネシアが中長期的にあるべき姿と、その実現のために取っていくべきアプローチを整理し、短・中・長期（それぞれ3、5、10年程度のスパンを想定）の時間軸で行うべき具体的なアクション項目を含めたロードマップ（案）を検討するための情報を取りまとめる。検討するロードマップは、A3一枚程度で全体像を俯瞰できる体裁を想定していることから、取りまとめる情報はそれに必要な情報を含めること。また、ロードマップに含まれるアクション項目に関する情報は、担当機関、具体的な実施内容、必要となる予算の大まかな概算などの詳細が検討できるように分析を行うこと。

③ JICAの協力量針（案）検討に必要な情報の分析

これまでの調査結果を踏まえ、上で検討したロードマップの実現に向けて、JICA が今後協力を行うべき項目を取りまとめた協力方針（案）を作成するために必要な情報を取りまとめる。協力方針（案）は、短期的に支援ニーズのある分野、中長期的な視点で実施すべき支援分野、これらの分野を踏まえた候補案件ロングリスト（具体的な対策のゴール、内容、実施時期、予算規模、事業効果を含む）を想定していることから、これらを検討するために活用できる情報を整理すること。また、協カスキームについては技術協力のみならず、円借款などの資金協力事業や民間連携事業を想定すること。

④ ドラフト・ファイナル・レポートの作成・JICA への説明

今般実施した調査の内容をドラフト・ファイナル・レポート（案）にまとめる。現地調査前に先方への説明資料をあわせて作成し、JICA に提出、確認を得て最終化する。

(4) 第二次現地調査

現地に渡航または遠隔にてドラフト・ファイナル・レポートの関係者への説明を行い、内容についてコメントを得る。

(5) 国内最終化作業

今般実施した調査の内容につき、ドラフト・ファイナル・レポートへの関係者コメント等を反映し、ファイナル・レポートを JICA に提出する。

5. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

① インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画

提出時期：業務開始後 1 ヶ月後

提出部数：和文 2 部（簡易製本）、英文 2 部（簡易製本）、電子データ

② インテリム・レポート

提出時期：2021 年 4 月上旬頃

提出部数：和文 2 部（簡易製本）、英文 2 部（簡易製本）、電子データ

③ ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）

提出時期：2021 年 7 月上旬頃

提出部数：和文 2 部（簡易製本）、英文 2 部（簡易製本）、電子データ

④ ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2021 年 8 月 31 日

提出部数：和文 5 部、英文 10 部、CD-R 5 部

(2) その他提出物

① 業務計画書（簡易製本）

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部数：和文 3 部、電子データ

② コンサルタント等業務従月報

JICA が指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月 10 日までに発注者に提出する。

③ 議事録等

インドネシア関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む 5 日間を目安に JICA に提出すること。

部数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

④ 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部数：電子データ

⑤ 現地調査対象地域の写真及び・動画

本調査を通じて記録した写真及び動画のデータを整理の上、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、調査対象地域の現状や位置関係等が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、一覧表を作成し、添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：電子データ 2 部

⑥ ファイナル・レポートのサマリーのインドネシア語翻訳版

調査内容の理解を容易にすることを目的とし、ファイナル・レポートのサマリーをインドネシア語に翻訳した簡易報告書を作成する。

提出時期：ファイナル・レポート提出時期

部数：電子データ

⑦ その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付か別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

② 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

③ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するため、必ず当該分野の経験・知見とともに

- 豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ④ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
  - ⑤ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
  - ⑥ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
  - ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以 上

別紙：報告書目次案

## 別紙：最終報告書 目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

### I. 全体の要約

### II. 本編

#### 1. 序論

調査の背景及び目的

#### 2. 海岸保全分野の概況

(1) 法制度・計画

(2) 組織体制

(3) 全国の海岸状況の概況（海岸形態の分類）

(4) 海岸保全他事業の実施状況（インドネシア政府、他ドナー）

#### 3. 調査対象地域の現状

(1) 気象条件

(2) 海象条件

(3) 社会条件（背後地利用・開発の状況、重要インフラ・構造物の現況）

(4) 自然条件

(5) 地形及び地質

(6) 汀線変化

(7) 海浜砂の粒度分布

(8) 沿岸漂砂の変遷図・土砂収支図

(9) 沿岸災害リスク及び被害

(10) 海岸構造物及び保全施設の状況（建設の経緯、機能評価）

(11) 今後の沿岸部における開発計画

(12) その他の要素（地盤沈下、水質、等）

#### 4. 海岸保全分野における課題

(1) インドネシア全般における課題

① 法制度・政策

② 組織体制・人材育成

③ 技術面

(2) 調査対象地域における課題

① 防護面から見た現況と課題

② 環境面から見た現況と課題

③ 利用面から見た現況と課題

④ その他の課題

#### 5. 海岸保全政策及び対策推進のためのロードマップ検討のための分析

## 6. JICA の協力方針（案）検討のための分析

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：海岸保全分野に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということも考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／海岸保全計画

➤ 海岸保全対策／土砂管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／海岸保全計画）】

a) 類似業務経験の分野：海岸保全計画策定に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 海岸保全対策／土砂管理】

a) 類似業務経験の分野：海岸保全対策や土砂管理の検討に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

想定するおよその工程は以下のとおり。

国内調査業務：2020年12月～2021年3月

第一次現地調査：2021年4月

国内整理作業：2021年5～6月

第二次現地調査：2021年7月

国内最終化作業：2021年8月

代案があればプロポーザルで理由を付して提案すること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 22人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任／海岸保全計画（2号）

② 海岸保全対策／土砂管理（3号）

③ リスク評価（沿岸災害）

④ 自然環境／測量

⑤ 法制度／開発計画

⑥ 人材育成／組織体制

### (3) 再委託

以下の業務については、再委託を認めます。

➤ 自然・社会調査（現地再委託）

➤ 衛星画像データ解析（現地再委託あるいは国内再委託）

### (4) 対象国の便宜供与

本調査業務は JICA の責任において実施するものであることから、インドネシア側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、JICA インドネシア事務所から必要に応じて主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA インドネシア事務所の支援を必要とする場合は、JICA インドネシア事務所に随時連絡・協議すること。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、本見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- サマリレポートの翻訳費（英語→インドネシア語）50千円
- (4) 見積書には、消費税及び地方消費税を計上してください。ただし、電子入札システムに入力する見積金額には消費税を除外してください。システムの方で消費税を加算します。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- 東京⇒ジャカルタ（ガルーダ国際航空）
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
  - Preliminary Data Collection Survey on the Project for Master Plan Study on the North Coast of Java Island
- (2) 公開資料（JICA 図書館の公開資料を参照ください）
  - インドネシア国 バリ海岸保全事業(II)協力準備調査最終報告書（簡易版）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617\\_108\\_12119426.html](https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_12119426.html)
  - インドネシア国 防災分野における情報収集・確認調査報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_108\\_1000041316.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_1000041316.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／海岸保全計画</u>	<b>(13)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( )</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	<b>8</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>海岸保全対策/土砂管理</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>△△△△△</u></b>	<b>( )</b>	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 1 業務名称 | インドネシア国海岸保全分野に関する情報収集・確認調査<br>(QCBS) |
| 2 業務地  | インドネシア国                              |
| 3 履行期間 | 2020年12月〇〇日から<br>2021年8月31日まで        |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)            |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：地球環境部防災グループ防災第二チームの課長
- (2) 分任監督職員：なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

（2）第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。